

2019年2月13日

株主各位

東京都港区芝浦三丁目1番21号
ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社
代表取締役社長 高柳 浩二

株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、2018年12月13日開催の取締役会において、2019年3月1日（金曜日）付をもって当社普通株式1株を4株に分割することを決議いたしました。つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を、2019年2月28日（木曜日）と定めましたので公告します。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年3月1日（金曜日）付をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を現行の2億5,000万株から10億株へ変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2019年3月下旬頃にお届出のご住所にお送りする予定です。
2. 2019年3月1日（金曜日）付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿等に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種お手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください

特別口座管理人：三井住友信託銀行株式会社

連絡先：〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031（フリーダイヤル）